

事務連絡
平成24年9月 日

各務原市介護保険サービス事業者協議会
居宅介護支援事業部会長 松井兼道 様

各務原市高齢福祉課長

訪問・通所サービス利用者に関する実態把握について【依頼】

平素より、市介護保険行政の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、みだしの件について、厚生労働省老健局老人保健課より調査依頼がありました。
内容は、要支援1、2及び要介護1の方の訪問介護サービス及び通所介護サービスの利用状況や、
利用者の基本属性等について実態把握であります。

つきましては、下記に当てはまる介護保険事業所がございましたら、市高齢福祉課へ
9月14日（金）正午までにご連絡をください。

※対象事業所には、個別に調査方法についてご連絡させていただきます。

※お忙しいところ申し訳ありませんが、ご協力をお願いいたします。

記

以下の（ア）～（ウ）のすべてを満たす方がいる事業所を調査対象とします。

（ア）認定更新（変更）後の有効期間開始日が、平成24年7月1日又は8月1日のいずれかに
該当する方

（イ）1年前（平成23年7月1日又は8月1日時点）の要支援（要介護）状態区分が要支援1、
要支援2又は要介護1の方

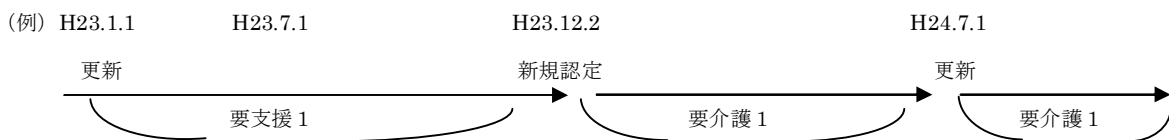
（ウ）平成23年7月1日又は8月1日時点から1年間の利用サービスが、次に該当する方

- ①（介護予防）訪問介護サービスのみを利用
- ②（介護予防）通所介護サービスのみを利用
- ③（介護予防）訪問介護サービス及び（介護予防）通所介護サービスを利用

注1：通所介護と介護予防通所介護、訪問介護と介護予防訪問介護は同一のサービスとみなします。

（例）要支援1で介護予防通所介護を利用していたが、区分変更で要介護1となり、通所介護を利用した場合
→（介護予防）通所介護サービスのみを利用したとみなします。

注2：上記（ア）～（ウ）は、1年間において、要介護認定の更新、区分変更又は新規認定が行われた場合が含まれます。



市高齢福祉課介護給付係	
担当者	林・堀
電話	058-383-1778
mail	hori-yoshiko@city.kakamigahara.lg.jp